

夏休みのきまり

むかわ町補導委員会・むかわ町教育委員会

町民の皆様へ

子どもたちが楽しみにしていた夏休みがやってきました。

むかわ町では、町内の子どもたちが夏休みを楽しく安全に過ごせるように、『夏休みのきまり』を定めています。むかわ町の子どもたちを健やかにたくましく育てるためには、町民の皆様一人一人の子どもたちに対する温かい眼差しとともに、学校や家庭・地域の連携が必要不可欠です。

**むかわ町の子どもたちを全町民で守り、
安全な環境のもとで健やかに育てましょう**

夏休みのきまり

- 1 帰宅時刻を守る。
※各学校から帰宅時刻等のきまりについてお知らせがあります。
- 2 交通ルールを守り、交通事故にあわないように気をつける。
※特に自転車に乗る際はきまりを守り、安全な乗車に心がける。
- 3 道路・路線・海・川・用水路など危険な場所では遊ばない。
※町内の海や川は遊泳禁止です。
- 4 外出の際は、行き先・目的・帰宅時間など、保護者に伝え、許可を得てから出かける。
- 5 小中学生のキャンプ・サイクリング・登山は保護者同伴とする。
- 6 小中学生のゲームセンターやカラオケボックスへの出入りは保護者同伴とし、児童同士、生徒同士の出入りは禁止する。
- 7 小中学生のアルバイトは原則として禁止する。
- 8 不審者に声をかけられたり、連れ去られそうになったりした場合、近くにいる大人や民家・商店などに逃げて助けを求め、警察と学校に連絡をする。
- 9 困ったときは一人でなやまず、保護者に相談して、犯罪に巻き込まないように気をつけましょう。

いかない



おおごえでさけぶ



すぐにげる



しらせる



小学生は午後5時30分～6時まで・中学生は午後7時まで・高校生は9時まで
※学校によっては、帰宅時刻等に多少の違いがあります。

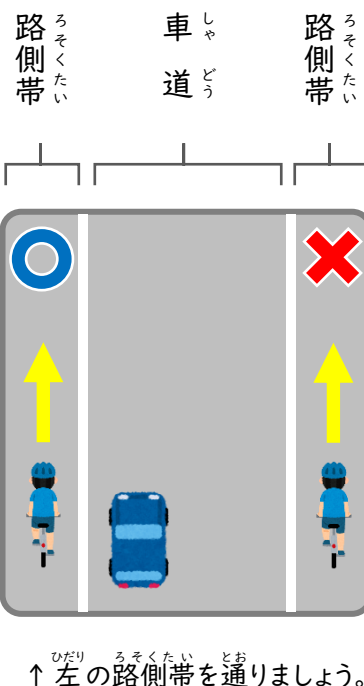
『夏休みのきまり』は、夏休みの生活に関わる必要最低限の「きまり」として定めたものです。学校ごとにさらに必要な「きまり」や「心得」を設けています。

何かあったらすぐに警察へ
連絡をお願いします！
その後、学校（学校閉庁
期間中は教育委員会）へも
ご連絡ください！

鵜 川 交 番：42-2042
むかわ町教育委員会：42-2487
穂 別 駐 在 所：45-2251
穂 別 総 合 支 所：45-2111
※小・中・高の各学校へ連絡してください。

じてんしゃの 自転車に乗るときのやくそく

- 1 じてんしゃの かに で 自転車に乗るときに限らず、出かけるときはお家の人に伝えましょ
う。
- 2 じてんしゃの 自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。
- 3 じてんしゃの 道路の左のはしを通りましょう。
道路の左側に路側帯(道路の端にひかれた白い線の外側)がある
ところでは、路側帯を通りましょう。
小学生は歩道を自転車で通ることができます。歩道を通るときは、
いつでも止まれる速さで運転しましょう。
- 4 こうさてん 交差点をわたるとき、道路を横断するときは、いちど止まり、右と左
をよく見て、車が来ないことを確かめてわたりましょう。
- 5 ま 曲がるときは、いちど止まり、後ろから車が来ないことを確かめてか
ま 曲がりましょう。



の かつ !こういう乗り方をしてはいけません!

※令和6年11月に改正された道路交通法の違反行為となります。



◆横に並んで走る

道路をふさぎ、事故の危険が高まります。



◆ハンドルから手をはなして走る、かさをさして走る

自転車をうまく運転することができず、危険です。



◆スマートフォンを操作しながら走る

◆イヤホン、ヘッドホンを使いながら走る

まわりの様子に十分に注意できず、危険です。



◆二人のり

バランスを崩しやすく危険です。

自転車自体のこしょうにも繋がります。